

## 代表者登録について

本協会会員は、下記規程により代表者を登録することとなっております。

令和2年4月1日現在の貴学の代表者は、**本状の封筒宛名の方**となっております。  
代表者の変更、または、代表者の学内職名に変更があった場合は、別紙の「代表者登録書」に所要事項をご記入の上、速やかに原本を本協会宛にご提出ください。

なお、代表者登録書は、必ずお手元に控えを残しておいてください。

代表者登録書郵送先：〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階  
日本私立短期大学協会事務局 宛

【日本私立短期大学協会会則】〈抜粋〉

### 第3章 会員

(会員及び代表者の登録)

第5条 協会は、私立短期大学を会員として組織する。

- 2 会員は、理事長、学長又はこれに準ずる者の中から代表者1名を、予め所定の様式により、協会に登録するものとする。
- 3 代表者が、前項に規定する代表者となる要件を欠いたときは、新たな代表者を速やかに協会に登録するものとする。

※ 代表者登録については、本協会ホームページの【お知らせ】にも掲載しています。  
URL : [http://www.tandai.or.jp/kyokai/02/archives/cat\\_02.html](http://www.tandai.or.jp/kyokai/02/archives/cat_02.html)

※ 代表者以外の記載事項に変更があった場合も「代表者登録書」を使用し、本協会宛にご提出ください。この場合、理事長印（公印）は不要です。

また、FAX（03-3263-6950）送信ならびにE-mail（soumu@tandai.or.jp）添付にてのご提出も可能です。